



福岡医発第 1978 号 (地)
平成 26 年 10 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「難病の患者の医療等に関する法律」の制定に伴う指定医療機関及び
指定医制度について (周知依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 5 月 30 日に「難病の患者の医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が開始することにつきましては、平成 26 年 6 月 23 日付け福岡医発第 857 号 (地) にて国の「新たな難病対策に関する都道府県担当者会議」の資料により、今後のスケジュール等について情報提供したところです。

今般、福岡県保健医療介護部健康増進課 (疾病対策係) より、同制度に基づき導入される指定医療機関及び指定医制度に係る申請手続き等について本会に対して周知依頼が別紙 1 (別紙 1-1: 指定医療機関、別紙 1-2: 指定医) のとおり参りました。

同制度における指定医療機関の要件・責務は別紙 1-1 に記載のとおりです。同制度では、難病患者が助成を受けるためには、福岡県知事が指定した保険医療機関 (以下、「指定医療機関」とする。) が行う医療に限定されます。そのため、既に難病患者の治療を行っている保険医療機関、また、平成 27 年 1 月 1 日以降に難病患者が受診する可能性がある全ての保険医療機関につきましては、事前に福岡県知事の指定を受ける必要があります。

また、指定医の要件・責務は別紙 1-2 に記載のとおりです。治療については指定医療機関の医師 (指定医以外でも可) が行うことができますが、難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書 (臨床検査個人票) の作成は福岡県知事が指定した医師 (以下、「指定医」とする。) に限られますので、平成 27 年 1 月 1 日以降に当該診断書の作成を行う可能性がある全ての医師につきましても事前に福岡県知事の指定を受ける必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本制度の趣旨をご了知いただくとともに、貴会会員に対して十分な周知をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 指定医療機関または指定医の申請を行う場合は、別紙 1 の申請書等に記載のうえ、福岡県保健医療介護部健康増進課 (疾病対策係) まで提出ください。指定申請書は随時受付となりますが、新制度開始が平成 27 年 1 月 1 日であるため、可能な限り、本年中に申請ください。

- 2) 既認定者（※）については、平成 26 年 12 月末までは従来通りの取扱い（現行の診断書（臨床調査個人票）を使用）とされております。
- ※既認定者：既に特定疾患治療研究事業（現行の医療費助成）の認定を受けている方、及び平成 26 年 12 月末までに特定疾患治療研究事業の新規申請を行う方
- 3) 指定難病にかかる医療費助成の第一次実施分（平成 27 年 1 月 1 日施行）は、別紙 2 の 110 疾病ですが、個々の疾病の支給認定に係る基準（暫定版）は厚生労働省ホームページ（下記 URL）をご参照ください。
- 4) 指定医療機関であれば、福岡県以外の難病患者の治療を行うことができますが、指定医のうち、福岡県以外にも勤務地がある医師は、当該勤務地（福岡県以外）の知事にも指定申請を行う必要がありますのでご留意願います。
- 5) 別紙 1 の指定医療機関・指定医申請書等は、福岡県ホームページ（下記 URL 参照）にデータ（PDF・word）が掲載されておりますのでご活用ください。

記

（指定難病に係る検討結果について）

【H26.10.8 厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会資料】

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000060715.pdf>

（新たな難病医療費助成制度に係る福岡県ホームページ）

※申請書類等は下記 URL からダウンロードしてください。

指定医 : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

指定医療機関 : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteiiryuu.html>

（本件に関する問合せ先・申請書等提出先）

福岡県保健医療介護部健康増進課 疾病対策係

Tel 092-643-3267



「公印省略」

26 健第3394号
平成26年10月10日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長 } 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課)

「難病の患者の医療等に関する法律」の制定に伴う指定医療機関及び
指定医制度について（依頼）

本県の難病対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年5月30日に「難病の患者の医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が始まります。

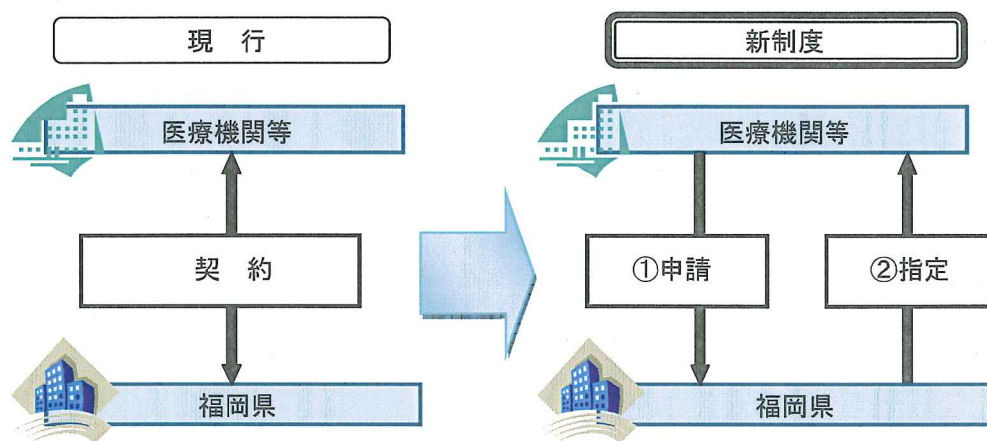
これに伴い、標記が導入され、別添資料のとおり申請手続きが必要となりました。
つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

福岡県保健医療介護部
健康増進課疾病対策係
電話 092-643-3267

新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

- ◆ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）が、平成27年1月1日から施行となり、新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- ◆ 新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- ◆ 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。
- ◆ 裏面に申請手続等を記載しております。御参照の上、必要な手続を行ってくださいますようお願いします。
- ◆ 現行制度における委託契約を県と締結している医療機関等や福岡県医師会に加入していることによって包括的に県と委託契約を締結している医療機関も、新制度では申請が必要になります。



難病患者の方が、生活に身近な地域で医療を受けることができるよう、指定申請に御協力くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

電 話：092-643-3267

FAX：092-643-3271

指定医療機関の要件・責務・有効期間

【要件】（難病法第14条第1項）

- ◆ 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護を行う者に限る。）
- ◆ 難病法第14条第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

【責務】（難病法第16条・第17条・第18条）

- ◆ 指定医療機関は、指定難病の患者の療養生活の質の向上を図るため、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- ◆ 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- ◆ 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。
- ◆ 指定の有効期間は6年間です。有効期間の更新には、更新手続が必要です。

指定医療機関の申請手続

【申請手続】

別添「指定医療機関指定申請書」を郵送で下記宛に提出してください。
様式は福岡県のホームページからダウンロードできます。

【提出先（郵送先）】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

留意事項

- ◆ 指定後、福岡県から申請者宛に指定書を送付します。
- ◆ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を福岡県が公示します。

指定医療機関指定申請書
(病院又は診療所)

保険医療機関	名称	
	所在地	〒 — (電話番号：)
	医療機関コード	
開設者	住所	〒 — .
	氏名又は名称	
	生年月日	
	職名	
標榜している診療科名		
役員の氏名、生年月日及び職名		(別紙１)
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第１４条第１項の規定による指定医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第１４条第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開　設　者 住　　　　　所 氏名又は名称 印 福岡県知事殿		

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙1)

役員の氏名、生年月日及び職名

申請者（法人）名（ ）

ふり 氏	がな 名	生年月日	職 名

指定医療機関指定申請書
(病院又は診療所)

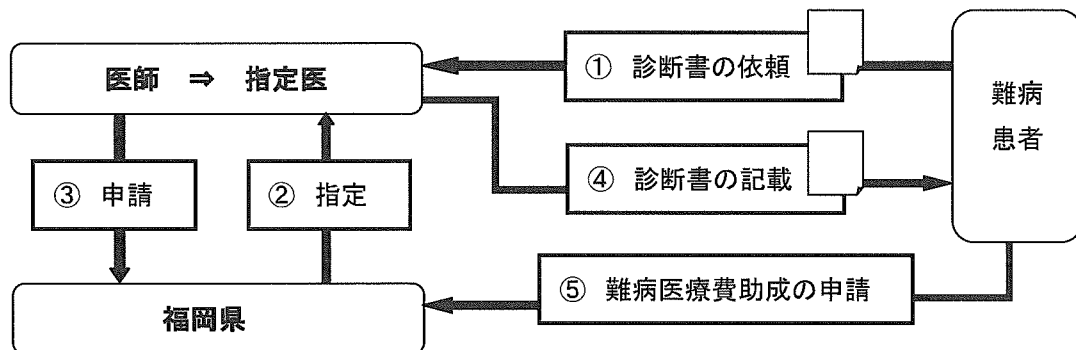
保険医療機関	名称	健康増進課診療所
	所在地	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園×番×号 (電話番号：092-64-××××)
	医療機関コード	×××××××
開設者	住所	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園×番×号
	氏名又は名称	福岡県健康増進課
	生年月日	(開設者が個人の場合に記入)
	職名	(開設者が個人の場合に記入)
標榜している診療科名		××科
役員の氏名、生年月日及び職名		(別紙1)
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請する。 また、<u>同法第14条第2項</u>の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 平成××年 ×月 ×日 申請書の裏面（次ページ）を御覧ください。 開 設 者 住 所 福岡県福岡市博多区東公園×番×号 氏名又は名称 福岡県健康増進課 福岡県知事 殿 印 法人の場合は法人印を押してください。		

新たな難病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

- 本年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- 新制度では、難病患者の方は、知事の指定する医師（「指定医」）の作成した診断書を添えて申請する必要があります。指定医以外の診断書は認められません。ただし、現行の難病医療費助成の疾病※について、本年12月31日までに申請する場合には、現行どおり指定医でない医師が診断書を作成できます。
- 指定医には、新規申請及び更新申請に必要な診断書の記載ができる「難病指定医」と、更新申請に必要な診断書のみ記載できる「協力難病指定医」の2種類がありますが、当面、県による研修の予定はありませんので、「難病指定医」の指定を優先します。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。
- 2ページ以降に要件等を記載しておりますので、御参照の上、下記の手続をお願いします。

指定医の申請と難病の医療費助成申請の流れ



診断書作成の前に指定を受ける必要があります。

指定医の申請手続等

【申請手続】 次の書類を福岡県に提出してください（郵送可）。①、②については、福岡県のホームページからダウンロードできます。

- ① 指定医指定申請書
 - ② 経歴書
 - ③ 医師免許証の写し
 - ④ 専門医に認定されていることを証明する書類の写し
- ただし、2ページの要件で難病指定医（専門医資格による）の申請の方のみ。
- ⑤ 知事が行う研修を修了したことを証明する書類の写し

【提出及び問合せ先】 〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係あて

電話：092-643-3267

指定医の要件・責務・有効期間

【要件】

- 難病指定医：（新規申請用及び更新申請用の診断書のいずれも作成可能です。）

以下の①②の要件を満たした上で、③、④、⑤のどちらかを満たすこと

- ① 診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ）従事した経験を有すること
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- ③ 学会が認定する専門医の資格を有すること※1
- ④ 知事が行う研修を修了したこと※2
- ⑤ 指定難病の診断及び治療に従事した経験があり、今後、知事が行う研修を平成29年3月31日までに受ける意思のあること※2

- 協力難病指定医：（更新申請用の診断書のみを作成可能です。）

以下の⑥⑦⑧の要件を満たすこと

- ⑥ 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- ⑦ 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- ⑧ 知事が行う研修を修了したこと※2

※1 専門医のリストは3ページを御覧ください。

※2 研修は、内容が決まりましたら県のホームページに掲載し、お知らせしますが、来年以降の開催になる予定です。

ただし、⑦、⑧の内容は、難病指定医の②④⑤の内容とは異なる予定です。

【責務】

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（臨床検査個人票）を作成すること。
- 患者データ（診断書の内容）を登録管理システムに登録すること。（現在、国がシステム構築中のため、次年以降の予定。）
- 難病指定医（研修資格による）及び協力難病指定医は、5年ごとに指定医の区分に応じた研修を受ける必要があります。

※ 要件⑤により指定を受けた難病指定医（研修資格による）は、平成29年3月31日までに研修を受ける必要があります。

- 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を指定を受けた知事に届け出る必要があります。

【有効期間】

- 指定医の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。
- 要件⑤により指定を受けた難病指定医は、平成29年3月31日までに研修を受けない場合は平成29年4月1日以降は指定医の資格は失効します。

【留意事項】

- 指定後、福岡県から申請者宛に指定通知を送付します。
- 指定を行った後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を福岡県が公表します。
- 研修や変更届などの事務手続については、今後、県のホームページに掲載し、御案内していきます。

難病指定医の申請に係る「学会が認定する専門医」とは、厚生労働大臣の定める、下表の専門医となります。

学会	専門医名称	学会	専門医名称
日本アレルギー学会	アレルギー専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本医学放射線学会	放射線治療専門医	日本神経学会	神経内科専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本腎臓学会	腎臓専門医
日本感染症学会	感染症専門医	日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医	日本整形外科学会	整形外科専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医	日本精神神経学会	精神科専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本外科学会	外科専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本血液学会	血液専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本血管外科学会	心臓血管外科専門医	日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本内科学会	総合内科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医	日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本周産期 ・新生児医学会	周産期（新生児）医 専門医	日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本周産期 ・新生児医学会	周産期（母体・胎児）医 専門医	日本病理学会	病理専門医
日本集中治療医学会	集中治療専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本循環器学会	循環器専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医	日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本リハビリテーション 医学会	リハビリテーション科 専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医	日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
		日本老年医学会	老年病専門医

指定医指定申請書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

医師氏名 印

住 所 〒

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定を受けたいので、同法施行規則第15条の規定により、下記のとおり申請します。

生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成	年 月 日	性 別	男 ・ 女
医籍登録番号			医 籍 登録年月日	大 正 昭 和 平 成 年 月 日
申 請 区 分 (いずれかに○)	難 病 指 定 医 ・ 協 力 難 病 指 定 医			
①又は②のいずれかを記載(※)	①	専門医の 資格の名称	専門医の 認定機関	
	②	研 修 の 名 称	研 修 了 日	平成 年 月 日
※ 上記①又は②の記載要領 ①を記載する場合:専門医資格による難病指定医の申請の場合。 ②を記載する場合:都道府県が実施する指定医の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合。 なお、経過的特例による難病指定医の指定申請を行う場合は、①と②のいずれも記載不要。				
主たる勤務先の 医 療 機 関	医 療 機 関 名			
	所 在 地		〒	
	電 話 番 号			
	担 当 す る 診 療 科			

添付書類

1. 経歴書(別紙1)
2. 医師免許証の写し
3. 難病指定医の申請の際は、専門医に認定されていることを証明する書類(写し可)
又は難病指定医の研修修了を証明する書類(写し可)
4. 協力難病指定医の申請の際は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類(写し可)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

(別紙 1)

經 歷 書

※5年以上の実務経験があることが分かれれば、全ての経歴をご記載いただく必要はありません。

平成 年 月 日現在

フリガナ			性 別	生 年 月 日	
氏 名	印		男 ・ 女	明治 昭和 平成 令和	年 月 日
診断又は治療に 従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名			
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
合 計	従 事 期 間	計 年 か月			

指定医指定申請書

記載例

平成××年 ×月 ×日

福岡県知事 殿

医師氏名 福岡 太郎

印

住 所 〒812-8577
福岡県福岡市博多区東公園×番×号

電話番号 092-643-××××

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する医師の指定を受けたいので、同法施行規則第15条の規定により、下記のとおり申請します。

生 年 月 日	昭和××年 ×月 ×日	性 別	☒ 男 ・ 女
医籍登録番号	● ● ● ● ● ●	医 籍 登 録 年 月 日	昭和××年 ×月 ×日
申 請 区 分 (いずれかに○)	☒ 難 病 指 定 医 ・ ☐ 協 力 難 病 指 定 医		
①又は②のいずれかを記載(※)	① 専門医の資格の名称	××専門医	専門医の認定機関 日本××学会
	② 研修の名称		研 修 了 日 平成 年 月 日
※ 上記①又は②の記載要領 ①を記載する場合: 専門医資格による難病指定医の申請の場合。 ②を記載する場合: 都道府県が実施する指定医の養成に係る研修受講による難病指定医又は協力難病指定医の申請の場合。 なお、経過的特例による難病指定医の指定申請を行う場合は、①と②のいずれも記載不要。			
主たる勤務先の医療機関	医 療 機 関 名	健康増進課病院	
	所 在 地	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園×番×号	
	電 話 番 号	092-643-××××	
	担 当 す る 診 療 科	××科	

添付書類

1. 経歴書(別紙1)
2. 医師免許証の写し
3. 難病指定医の申請の際は、専門医に認定されていることを証明する書類(写し可)
又は難病指定医の研修修了を証明する書類(写し可)
4. 協力難病指定医の申請の際は、協力難病指定医の研修修了を証明する書類(写し可)

指定難病とすべきとされた疾病(10月8日疾病対策部会了承)①

番号	病名	備考
1	球脊髄性筋萎縮症	特定疾患
2	筋萎縮性側索硬化症	特定疾患
3	脊髄性筋萎縮症	特定疾患
4	原発性側索硬化症	
5	進行性核上性麻痺	特定疾患
6	パーキンソン病	特定疾患
7	大脳皮質基底核変性症	特定疾患
8	ハンチントン病	特定疾患
9	神経有棘赤血球症	
10	シャルコー・マリー・トゥース病	
11	重症筋無力症	特定疾患
12	先天性筋無力症候群	
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	特定疾患
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	特定疾患
15	封入体筋炎	
16	クロウ・深瀬症候群	
17	多系統萎縮症	特定疾患
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	特定疾患
19	ライソゾーム病	特定疾患
20	副腎白質ジストロフィー	特定疾患

番号	病名	備考
21	ミトコンドリア病	特定疾患
22	もやもや病	特定疾患
23	プリオン病	特定疾患
24	亜急性硬化性全脳炎	特定疾患
25	進行性多巣性白質脳症	
26	HTLV-1関連脊髄症	
27	特発性基底核石灰化症	
28	全身性アミロイドーシス	特定疾患
29	ウルリッヒ病	
30	遠位型ミオパチー	
31	ベスレムミオパチー	
32	自己貪食空胞性ミオパチー	
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	
34	神経線維腫症	特定疾患
35	天疱瘡	特定疾患
36	表皮水疱症	特定疾患
37	膿疱性乾癬(汎発型)	特定疾患
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	特定疾患
39	中毒性表皮壊死症	特定疾患
40	高安動脈炎	特定疾患

番号	病名	備考
41	巨細胞性動脈炎	
42	結節性多発動脈炎	特定疾患
43	顕微鏡的多発血管炎	特定疾患
44	多発血管炎性肉芽腫症	特定疾患
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
46	悪性関節リウマチ	特定疾患
47	バージャー病	特定疾患
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	
49	全身性エリテマトーデス	特定疾患
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	特定疾患
51	全身性強皮症	特定疾患
52	混合性結合組織病	特定疾患
53	シェーグレン症候群	
54	成人スチル病	
55	再発性多発軟骨炎	
56	ベーチェット病	特定疾患
57	特発性拡張型心筋症	特定疾患
58	肥大型心筋症	特定疾患
59	拘束型心筋症	特定疾患
60	再生不良性貧血	特定疾患

※ 備考に「特定疾患」と記載のあるものは、現行の医療費助成の対象(56疾病)の中で対応する疾病があるもの。

指定難病とすべきとされた疾病(10月8日疾病対策部会了承)②

番号	病名	備考
61	自己免疫性溶血性貧血	
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
63	特発性血小板減少性紫斑病	特定疾患
64	血栓性血小板減少性紫斑病	
65	原発性免疫不全症候群	特定疾患
66	IgA 腎症	
67	多発性嚢胞腎	
68	黄色靱帯骨化症	特定疾患
69	後縦靱帯骨化症	特定疾患
70	広範脊柱管狭窄症	特定疾患
71	特発性大腿骨頭壊死症	特定疾患
72	下垂体性ADH分泌異常症	特定疾患
73	下垂体性TSH分泌亢進症	特定疾患
74	下垂体性PRL分泌亢進症	特定疾患
75	クッシング病	特定疾患
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	特定疾患
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	特定疾患
78	下垂体前葉機能低下症	特定疾患
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	特定疾患
80	甲状腺ホルモン不応症	

番号	病名	備考
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	
82	先天性副腎低形成症	
83	アジソン病	
84	サルコイドーシス	特定疾患
85	特発性間質性肺炎	特定疾患
86	肺動脈性肺高血圧症	特定疾患
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	特定疾患
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	特定疾患
89	リンパ脈管筋腫症	特定疾患
90	網膜色素変性症	特定疾患
91	バッド・キアリ症候群	特定疾患
92	特発性門脈圧亢進症	
93	原発性胆汁性肝硬変	特定疾患
94	原発性硬化性胆管炎	
95	自己免疫性肝炎	
96	クローン病	特定疾患
97	潰瘍性大腸炎	特定疾患
98	好酸球性消化管疾患	
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	

番号	病名	備考
101	腸管神経節細胞僅少症	
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
103	CFC症候群	
104	コステロ症候群	
105	チャージ症候群	
106	クリオピリン関連周期熱症候群	
107	全身型若年性特発性関節炎	
108	TNF受容体関連周期性症候群	
109	非典型溶血性尿毒症症候群	
110	ブラウ症候群	

計 110疾病

疾病名対比表

疾病番号	現行56疾患	委員会提出資料
1	ベーチェット病	ベーチェット病
2	多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
3	重症筋無力症	重症筋無力症
4	全身性エリテマトーデス	全身性エリテマトーデス
5	スモン	スモン
6	再生不良性貧血	再生不良性貧血
7	サルコイドーシス	サルコイドーシス
8	筋萎縮性側索硬化症	筋萎縮性側索硬化症
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	全身性強皮症 皮膚筋炎／多発性筋炎
10	特発性血小板減少性紫斑病	特発性血小板減少性紫斑病
11	結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎 顕微鏡的多発血管炎
12	潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎
13	大動脈炎症候群	高安動脈炎
14	ビュルガー病	バージャー病
15	天疱瘡	天疱瘡
16	脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)
17	クローン病	クローン病
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	難治性肝炎のうち劇症肝炎
19	悪性関節リウマチ	悪性関節リウマチ
20	パーキンソン病関連疾患	進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病

疾病番号	現行56疾患	委員会提出資料
21	アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
22	後縦靭帯骨化症	後縦靭帯骨化症
23	ハンチントン病	ハンチントン病
24	モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）	もやもや病
25	ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	特発性拡張型心筋症
27	多系統萎縮症	多系統萎縮症
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	表皮水疱症
29	膿疱性乾癬	膿疱性乾癬
30	広範脊柱管狭窄症	広範脊柱管狭窄症
31	原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性肝硬変
32	重症急性性膵炎	重症急性性膵炎
33	特発性大腿骨頭壊死症	特発性大腿骨頭壊死症
34	混合性結合組織病	混合性結合組織病
35	原発性免疫不全症候群	原発性免疫不全症候群
36	特発性間質性肺炎	特発性間質性肺炎
37	網膜色素変性症	網膜色素変性症
38	プリオン病	プリオン病
39	肺動脈性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
40	神経線維腫症	神経線維腫症
41	亜急性硬化性全脳炎	亜急性硬化性全脳炎
42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	バッド・キアリ症候群

疾病番号	現行56疾患	委員会提出資料
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
44	ライソゾーム病	ライソゾーム病
45	副腎白質ジストロフィー	副腎白質ジストロフィー
46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
47	脊髄性筋萎縮症	脊髄性筋萎縮症
48	球脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
50	肥大型心筋症	肥大型心筋症
51	拘束型心筋症	拘束型心筋症
52	ミトコンドリア病	ミトコンドリア病
53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	リンパ脈管筋腫症
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	スティーブンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮壊死症
55	黄色靭帯骨化症	黄色靭帯骨化症
56	間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）	下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性TSH分泌亢進症 下垂体性PRL分泌亢進症 下垂体性ACTH分泌亢進症 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 下垂体前葉機能低下症

※ 指定難病検討委員会で検討された疾病名と現行の対象疾病（特定疾病）との名称の比較

※※ 網掛けの疾病は、現行の医療費助成（特定疾患治療研究事業）における疾病名と異なっているもの。

※※※ 疾病番号は、現行の医療費助成（特定疾患治療研究事業）によるもの。